長期優良住宅認定申請手数料(1/2)

R4.10.1改正

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料

(1)登録住宅性能評価機関による確認書もしくは住宅性能評価書を添付する場合

<u>(1)豆球圧七圧肥計皿機関による唯能音ではは圧圧圧肥計画音でがりする場合</u>							
区	分		新 築	増 改 築・既存			
一戸建ての住宅	•		15,000 円	22,000 円			
	総住戸数	1戸~5戸	26,000円	39,000円			
		6戸~10戸	43,000円	63,000円			
ロハミナルウ		11戸~25戸	70,000円	105,000円			
区分所有住宅		26戸~50戸	112,000円	167,000円			
 ※住棟単位で申請		51戸~100戸	170,000円	255,000円			
水は休平はく中間		101戸~200戸	288,000円	432,000円			
		201戸~300戸	364,000円	547,000円			
		301戸以上	413,000円	621,000円			
共同住宅等(一戸建 ての住宅及び区分所 有住宅以外)	総住戸数	1戸~5戸	26,000円 ÷ 申請住戸数	39,000円 ÷ 申請住戸数			
		6戸~10戸	43,000円 ÷ 申請住戸数	63,000円 ÷ 申請住戸数			
		11戸~25戸	70,000円 ÷ 申請住戸数	105,000円 ÷ 申請住戸数			
		26戸~50戸	112,000円 ÷ 申請住戸数	167,000円 ÷ 申請住戸数			
		51戸~100戸	170,000円 ÷ 申請住戸数	255,000円 ÷ 申請住戸数			
※住戸単位で申請		101戸~200戸	288,000円 ÷ 申請住戸数	432,000円 ÷ 申請住戸数			
XE/ +E(18)		201戸~300戸	364,000円 ÷ 申請住戸数	547,000円 ÷ 申請住戸数			
		301戸以上	413,000円 ÷ 申請住戸数	621,000円 ÷ 申請住戸数			

※住宅性能評価書は、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る ※1

(2) 登録住宅性能評価機関による確認書もしくは住宅性能評価書が添付されない場合

(2/豆塚江七江化計画版法)による権助自 00(18江七江化計画自2/1/10/30/30/30日							
区	<u>分</u>		新 築	増 改 築・既存			
一戸建ての住宅			48,000 円	71,000 円			
		1戸~5戸	125,000円	187,000円			
	総住戸数	6戸~10戸	199,000円	299,000円			
D 八 記 去 仕 点		11戸~25戸	395,000円	593,000円			
区分所有住宅		26戸~50戸	708,000円	1,062,000円			
 ※住棟単位で申請		51戸~100戸	1,216,000円	1,825,000円			
次は保単位で中間		101戸~200戸	2,250,000円	3,377,000円			
		201戸~300戸	3,215,000円	4,826,000円			
		301戸以上	3,943,000円	5,918,000円			
共同住宅等(一戸建 ての住宅及び区分所 有住宅以外)	総住戸数	1戸~5戸	125,000円 ÷ 申請住戸数	187,000円 ÷ 申請住戸数			
		6戸~10戸	199,000円 ÷ 申請住戸数	299,000円 ÷ 申請住戸数			
		11戸~25戸	395,000円 ÷ 申請住戸数	593,000円 ÷ 申請住戸数			
		26戸~50戸	708,000円 ÷ 申請住戸数	1,062,000円 ÷ 申請住戸数			
		51戸~100戸	1,216,000円 ÷ 申請住戸数	1,825,000円 ÷ 申請住戸数			
※住戸単位で申請		101戸~200戸	2,250,000円 ÷ 申請住戸数	3,377,000円 ÷ 申請住戸数			
次压/ 丰压 (平明		201戸~300戸	3,215,000円 ÷ 申請住戸数	4,826,000円 ÷ 申請住戸数			
		301戸以上	3,943,000円 ÷ 申請住戸数	5,918,000円 ÷ 申請住戸数			

2. <u>長期優良住宅建築等計画等の変更</u>認定申請手数料 ※2 (上記1の認定申請手数料) × 1/2

3. 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 申請ー件あたり 2,000円

4. 認定計画実施者の地位の承継承認手数料 申請一件あたり 2,000円

5. 容積率特例の許可に関する審査の申請手数料申請一件あたり 160,000円

- ※1 50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは切り上げます。
- ※2 R4.2.19以前の基準で申請された認定住宅の変更、譲受、承継等(R3.5.28改正法附則の経過措置対象) についてはR4.2.20条例改正以前の手数料を参照します。(次ページ参照)
- ※3 あわせて確認申請を申し出る場合は、さらに確認申請手数料が加算されます。

X 1

長期優良住宅認定申請手数料(2/2)

R4.2.20改正以前の申請手数料

注意:令和4年(2022年)2月19日以前の基準で申請された建築物の変更、譲受、地位の承継については 従前の手数料(本紙参照の法改正以前の手数料)を参照する。

※住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号) 附則 第二条2項

1. 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(1)登録住宅性能評価機関による適合証が添付された場合

区	分		新	築	増	改	築
一戸建ての住宅			14,000	20,000 円			
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1棟の総住戸数	1戸~5戸	25,000円 ÷	申請住戸数	38,000円	÷	申請住戸数
		6戸~10戸	41,000円 ÷	申請住戸数	62,000円	÷	申請住戸数
		11戸~25戸	69,000円 ÷	申請住戸数	103,000円	÷	申請住戸数
		26戸~50戸	110,000円 ÷	申請住戸数	166,000円	÷	申請住戸数
		51戸~100戸	168,000円 ÷	申請住戸数	253,000円	÷	申請住戸数
		101戸~200戸	286,000円 ÷	申請住戸数	431,000円	÷	申請住戸数
		201戸~300戸	362,000円 ÷	申請住戸数	546,000円	÷	申請住戸数
		301戸以上	412,000円 ÷	申請住戸数	619,000円	÷	申請住戸数

(2)住宅性能評価書が添付された場合

区	分		新		築	増 改 築
一戸建ての住宅			16,000 円			
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1棟の総住戸数	1戸~5戸	61,000円	÷	申請住戸数	
		6戸~10戸	98,000円	÷	申請住戸数	
		11戸~25戸	184,000円	÷	申請住戸数	
		26戸~50戸	316,000円	÷	申請住戸数	
		51戸~100戸	486,000円	÷	申請住戸数	
		101戸~200戸	884,000円	÷	申請住戸数	
		201戸~300戸	1,206,000円	÷	申請住戸数] /
		301戸以上	1,458,000円	÷	申請住戸数	

(3) 適合証もしくは住宅性能評価書が添付されない場合

区	分		新		築	増	改	築
一戸建ての住宅			46,000 円		70,000 円			
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1棟の総住戸数	1戸~5戸	123,000円	÷	申請住戸数	186,000円	÷	申請住戸数
		6戸~10戸	198,000円	÷	申請住戸数	297,000円	÷	申請住戸数
		11戸~25戸	394,000円	÷	申請住戸数	592,000円	÷	申請住戸数
		26戸~50戸	707,000円	÷	申請住戸数	1,061,000円	÷	申請住戸数
		51戸~100戸	1,215,000円	÷	申請住戸数	1,824,000円	÷	申請住戸数
		101戸~200戸	2,248,000円	÷	申請住戸数	3,375,000円	÷	申請住戸数
		201戸~300戸	3,214,000円	÷	申請住戸数	4,825,000円	÷	申請住戸数
		301戸以上	3,941,000円	÷	申請住戸数	5,916,000円	÷	申請住戸数

2. <u>長期優良住宅建築等計画の変更認</u>定申請手数料 (上記の認定申請手数料) × 1/2

3. 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 ー ー戸あたり 2,000円

4. <u>認定計画実施者の地位の承継承認</u>手数料 ー戸あたり 2,000円

※50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは切り上げます。

※あわせて確認申請を申し出る場合は、さらに確認申請手数料が加算されます。